

幼児教育・保育の 無償化が始まります。

無償化となるのは・・・

保育を必要とする3～5歳児クラスの子どもと市民税非課税世帯でかつ保育を必要とする0～2歳児クラスの子どもです。

(保育の必要性がない3～5歳児クラスの子どもは無償化の対象となりません。)

- 企業主導型保育施設の利用にあたっては【従業員枠】【地域枠】があります。
 - ・【従業員枠】・・・無償化に必要な手続きを行う必要は特にありません。
 - ・【地域枠】・・・市の保育の必要性の認定※を受けている方が対象です。
受けていない場合は足利市こども課まで申請の手続きをしてください。
- 実費徴収されている費用（通園送迎費、給食費、行事費等）は無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- 市民税が非課税世帯であるかの判断は4月から8月までは前年度の市民税の課税状況により、9月から3月までは今年度の市民税の課税状況により決まります。
 - ・該当する0～2歳児の子どもの保護者（父・母）は市民税非課税証明書を施設へ提出します。



※保育の必要性の認定手続きについて
無償化にかかる給付を受けるためには**保育の必要性の認定**が必要です。(月64時間以上の就労や疾病、介護など)
認定を受けていない場合は足利市こども課まで申請ください。

利用料（保育料）について

- ・無償化の対象となる利用料は、下記の**標準的な利用料**を上限に金額が減額されます。
令和元年10月以降の**標準的な利用料**の金額（予定）

4歳以上児	3歳児	1、2歳児	0歳児
23,100円	26,600円	37,000円	37,100円